# 105-125

## 問題文

我が国における遺伝子組換え食品の取扱いに関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 遺伝子組換え大豆を原材料として製造した醤油や大豆油は、挿入遺伝子及びその遺伝子産物が検出されなければ、遺伝子組換え食品としての表示義務はない。
- 2. 安全性の評価には、挿入遺伝子の遺伝子産物によるアレルギー誘発性に関する知見が必要である。
- 3. 遺伝子組換え農作物の商業的栽培は許可されていない。
- 4. 輸出国で安全性に関する審査を受けた遺伝子組換え食品は、日本国内で審査を受けることなく流通・販売が可能である。
- 5. IPハンドリング(分別生産流通管理)された非遺伝子組換え農産物を原料とする食品には、「遺伝子組換えではない」の表示義務がある。

## 解答

1, 2

#### 解説

選択肢 1,2 は妥当な記述です。

#### 選択肢3ですが

現在日本において、商業栽培されている遺伝子組換え食品は、観賞用のバラを除き存在しません。言い換えると、バラは許可されています。よって、選択肢 3 は誤りです。

#### 選択肢 4 ですが

遺伝子組み換え食品を輸入・販売する際は、必ず安全性審査が必要です。よって、選択肢 4 は誤りです。

#### 選択肢 5 ですが

表示義務ではありません。任意で表示してもよい という仕組みです。よって、選択肢 5 は誤りです。

以上より、正解は 1,2 です。

### 参考)